

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | 換地処分後にマイナンバーカードの住所変更の手続が必要ですか？ | <p>「住所変更」の手続が必要です。 「住所変更」の手続によって、ICチップ内の住所書換えとマイナンバーカードの追記欄に新しい住所を印字します。</p> |
| 2 | 換地処分後にマイナンバーカードの住所変更をしたいが、追記欄がすでに満欄で新しい住所が印字ができない。どのように手続をすれば良いですか？ | <p>新しいマイナンバーカードの発行手続ができます。この場合、「新しい住所」で申請・交付ができますので住所変更の手続は不要です。 電話をいただければ、新しいカード発行のための申請書を住所地へ郵送します。その申請書を使い、「インターネット」や「郵送」にて申請してください。発行までおおよそ、1か月程度かかります。 また、本人が豊田市役所本庁に「マイナンバーカード」と「(a) または (b) 1点」の本人確認書類をお持ちいただければ、「特急発行」により、1週間ほどでカードの発行ができます。その際マイナンバーカードは窓口で回収させていただきます。</p> <p>(a)・(b)の本人確認書類は下記のものになります。 (a) 運転免許証、旅券（パスポート）、身体障がい者手帳、療育手帳、マイナンバーカード、在留カード等（顔写真付きに限る。） (b) 健康保険の資格確認書、診察券、医療受給者証、学生証、資格証、マイナンバーカードや在留カード（顔写真なし）等（「氏名、生年月日」または「氏名、住所」が記載されたものに限る。）</p> |
| 3 | マイナンバーカードの住所変更の手続は誰ができますか？ | <p>本人、法定代理人（注釈：本人が15歳未満の方または成年被後見人の場合）または同一世帯員が手続できます。</p> |
| 4 | 換地処分後、いつまでにマイナンバーカードの住所変更の手続を行えば良いですか？ | <p>カードの「住所変更」の手続に期限はありません。 ただし、カードの住所欄や署名用電子証明書（※）は換地処分前の住所になっています。 ご都合のつく日に手続にお越しください。</p> <p>（※）署名用電子証明書：インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。 ・電子申請（e-Tax等） ・民間オンライン取引（オンラインバンキング等）の登録など</p> |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの住所変更の手続きについて、いろいろ知りたい。 ・持ち物 ・手続き場所 ・日時 ・平日行くのが難しい | <p>詳細はホームページに掲載しています。 こちらをご覧ください。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> |